

施策1 「ごみを出さないライフスタイル」の普及（ごみの発生抑制）

(5) 事業系ごみの減量化に向けた取り組みの推進（計画書 P31-P32）

A 事業	B 取り組み内容	C H29.4 方針	D 進捗状況	E 効果、課題・問題点等	F R5.4 方針 (案)	G 見直し(案)																								
① 排出事業者 への指導強化	<p>多量排出事業者への減量計画を義務付け</p> <p><概要> ごみの排出量の多い事業所には「廃棄物減量化・資源化計画」の策定を指導し、事業系ごみの計画的な排出抑制対策を講じさせるとともに、ごみの排出量をできる限り少なくするような事業活動の工夫など、ごみ減量化への協力を求めます。</p> <p>※多量排出事業者 毎年4/1を基準日とした前年度1年間における平均月間搬入量が月1.5t以上の事業者のこと。</p>	継続	<p>●減量計画については義務付けされている。 (事業系ごみ適正処理ハンドブックのP20に記載あり)</p> <p>【計画の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の資源物、ごみの排出量、衛生組合への搬入量、事業者での処理量の実績値 当該年度の資源物、ごみの排出量、衛生組合への搬入量、事業者での処理量の計画値 <p>●令和3年度大量排出事業所（宮代町12事業所）の業種及び令和2年度搬入量は下記のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1071 940 1567 1318"> <thead> <tr> <th>事業所業種</th> <th>数</th> <th>搬入量(t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護施設</td> <td>5</td> <td>276.14</td> </tr> <tr> <td>スーパーマーケット</td> <td>2</td> <td>154.94</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>1</td> <td>63.49</td> </tr> <tr> <td>娯楽施設</td> <td>1</td> <td>47.59</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>1</td> <td>27.42</td> </tr> <tr> <td>給食センター</td> <td>1</td> <td>22.81</td> </tr> <tr> <td>運動施設</td> <td>1</td> <td>22.32</td> </tr> </tbody> </table>	事業所業種	数	搬入量(t)	介護施設	5	276.14	スーパーマーケット	2	154.94	医療機関	1	63.49	娯楽施設	1	47.59	学校	1	27.42	給食センター	1	22.81	運動施設	1	22.32	<p>●久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例第13条の規定に基づく多量排出事業者への指導は、令和2年度は無い。</p> <p>●減量化の動機づけをするものとして活用している。</p>	継続	●引き続き、多量排出事業者への減量化の協力を求めている。
事業所業種	数	搬入量(t)																												
介護施設	5	276.14																												
スーパーマーケット	2	154.94																												
医療機関	1	63.49																												
娯楽施設	1	47.59																												
学校	1	27.42																												
給食センター	1	22.81																												
運動施設	1	22.32																												
	<p>(★) 多量排出事業者の認定基準(1.5t/月)の見直しの検討</p> <p><概要> ごみの排出抑制と資源化の推進のため、多量排出事業者の認定基準の見直しを検討します。 1.5t/月=50kg/日</p>	推進	●見直しの実施はしていない。	●現時点では、認定基準について適正なものであり、見直しの必要性は生じていない。	推進	●「排出事業者に対する減量化の呼びかけ」にタイトルを変更。排出事業者に対し、ごみの排出抑制と資源化の推進について啓発を行い、ごみ減量化への協力を求めている。																								

A 事業	B 取り組み内容	C H29.4 方針	D 進捗状況	E 効果、課題・問題点等	F R5.4 方針 (案)	G 見直し(案)
	<p>事業系ごみ減量ハンドブックの見直し、配布</p> <p><概要> 事業者が適正なごみ出しを実施できるよう、「事業所用ごみ減量ハンドブック」を見直します。</p>	推進	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年2月に改訂し同年4月からは清掃センターへの産業廃棄物の持込禁止等の取組強化を開始。 ※産業廃棄物…事業系廃棄物で、廃プラスチック類、びん・缶・PET、金属類、蛍光灯、乾電池等は法令で該当する。 ●産業廃棄物の処理業者が不明、ごみの区分が分かりにくいとの意見あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業系ごみの適正な処理についてのハンドブックを改訂し、配布したことで正しい処理方法について事業者へ周知することが出来た。 ●事業系ごみの持込について指導をすることにより正しい処理方法を認識してもらえ 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●ハンドブックの改訂は行ったことから、「事業系ごみの適正処理についての周知」等のタイトル変更を行い、継続して事業者へ適切な処理をお願いしていく。
	<p>訪問指導、立入検査の件数を増やす</p> <p><概要> 衛生組合と連携し、ごみ搬入検査を強化し、排出事業者と収集・運搬業者の双方への積極的なごみ出し方法等の指導に取り組みます。</p>	推進	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年11月頃、ごみの分別状況を把握するために多量排出事業者への立入検査を実施。 ●多量排出事業者のうち平均月間搬入量で20t以上の事業者の保管場所及び保管方法等の現地確認を、令和2年度は2件実施（いずれも久喜市） 	<ul style="list-style-type: none"> ●2件いずれも大規模小売業であり、適切に管理されていることを確認。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き訪問指導、立入検査を実施して、積極的な指導に取り組みます。
② 排出事業者 への動機づけ	<p>業務用生ごみ処理機購入費補助の実施</p> <p><概要> 事業所から排出される生ごみの減量化及びリサイクルを促進するため、業務用生ごみ処理機購入費の一部を補助します。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●R3年度から（本体費用＋設置費用）の2/3（上限200万円）を補助 <p>【実績】 令和3年度 1件 令和2年度 0件 令和元年度 0件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県内では久喜宮代衛生組合のみが実施している事業で、ほとんど利用が無い。 ●事業者への制度の認知度や、ごみ処理機の需要の有無を把握する必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●導入している事業者の活用方法を紹介するなど、広く制度についてPRしていく。
	<p>「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰制度」の運用</p> <p><概要> ごみの発生抑制、減量化・資源化に取り組むことが、かえって事業所全体でのコスト削減に繋がると考え、表彰事例を照会することで事業者へPRします。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生組合のHPや衛生組合だよりで受賞者のごみの発生抑制、減量化・資源化の取り組み内容を紹介している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●受賞して寄せられた声などは特に把握していないが、今後の活動の励みになっていると考えられる。 ●応募者の確保が課題 	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は町HPや広報等を活用し、事業者も含めての幅広い方々へ周知していくため、ここでの事業としては廃止。

★：これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み（H29.4策定時）